

## 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

### 招 集

令和7年3月17日（月）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）矢田貝 香 織  
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一  
又 野 史 朗 森 谷 司

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】下関部長 松本防災安全監

〔防災安全課〕田中課長 山花危機管理室長 三木調整官 永瀬調整官 村上主任

【参考人】

陳情第95号

提出団体 さよなら島根原発ネットワーク

共同代表 新田ひとみ 氏

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

### 傍 聴 者

今城議員 門脇議員 徳田議員 戸田議員 錦織議員 松田議員 吉岡議員

報道関係者0人 一般4人

### 審査事件及び結果

陳情第95号 国に対し「原発依存度の低減」を求める意見書を提出することを求める  
陳情 [不採択]

### 案件

- ・令和6年度米子市原子力防災訓練について（報告）
- ・原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(安全確保交付金)について（報告）
- ・島根原子力発電所2号機に係る安全対策について(通知)に対する回答について
- ・島根原子力発電所2号機格納容器雰囲気モニタの不具合に関する経過報告
- ・エネルギー政策に係る視察について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、3月7日の本会議で当委員会に付託されました陳情1件について審査するとともに、防災安全課から4件の報告を受け、併せて1件の協議を行います。

初めに、陳情第95号、国に対し「原発依存度の低減」を求める意見書を提出すること

を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体のさよなら島根原発ネットワーク共同代表の新田ひとみ様に出席いただいております。

早速、新田様から御説明いただきたいと思っております。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままで構いません。

それでは、お願いいたします。

**○新田氏（参考人）** ありがとうございます。座ったままで失礼いたします。

さよなら島根原発ネットワーク共同代表の新田ひとみと申します。陳述の機会をいただき、本当にありがとうございました。

私たちは国に対し、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じることを求める意見書を提出していただきたく、陳情書を提出させていただきました。

3月11日は東日本大震災から14年を迎えました。マスコミでは、当時の福島第一原発事故のことはもちろん、現在の様子についても報道があり、改めて原発事故の悲惨さを思い知らされました。現在も2万5,000の方が避難したままということです。また、最終処分場のめども立たず、中間貯蔵場も決まらない中、使用済核燃料は原発敷地内で保存するなど、先行きは不透明のままです。島根原発2号機では、特定重大事故等対処施設の建設を2028年8月29日が設置期限となっています。この期間に完成しなければ、島根原発2号機は稼働を止めることになってます。しかし、今は動いています。

避難計画について、能登半島地震の状況を見ると、地震により道路の寸断、家屋の倒壊など起こりました。鳥取県西部地震を経験しているからこそ、私たちの住んでいる米子市でも起こり得ることであると不安を感じます。南海トラフの巨大地震注意、そして、最近各地で地震発生ニュースが流れます。

国は、2021年に策定された第6次エネルギー基本計画ではこのように述べています。福島原発事故を経験した我が国としては、2050年、カーボンニュートラルや、2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとしています。しかしながら、その後、国は原発の稼働年数の長期化、新規建設の容認等、原発に際する政策を転換し、本年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、原発依存度の低減の表現は消え、原発の最大限活用をうたっています。

昨年10月25日に、鳥取県知事、米子市長、境港市長は、三者連名で島根原発に関して11項目の要望を経産大臣に対して行っております。この中に、再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じることという要望事項があります。

島根原発2号機は、昨年12月7日に約13年ぶりに再稼働しました。しかし、その後、現在までのたった3か月の間に2件のトラブルが発生しています。1件目は、水位計が上限を大幅に上回る測定外の数値を示し、警報が鳴るという事態です。もう1件は、重大事故発生時に使用する原子炉格納容器内の水素や酸素の濃度を監視する設備に不具合が生じたことです。中国電力は動作不能な状態であると判断し、保安規定に逸脱したことを関係自治体に報告しました。これを受けて、関係自治体は、安全協定に基づく立入調査を実施しています。

このような報道がある都度に、私たち住民は、放射能漏れは起きないだろうか、重大事故につながるのではないかなど心配します。私たちはいつまでこのような不安を抱えながら生活をしていかなければいけないのでしょうか。市民の代表である議員の皆様には、原子力発電に対しての市民の声をしっかり受け止めていただきたいと思います。そして、鳥取県知事、米子市長、境港市長が国に要望されたように、米子市議会としても国に対して同様の趣旨の意見書を提出いただきたいということです。議会として意思表示していただくことによって、より住民の気持ちが国に伝わると考えます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で陳述を終わります。ありがとうございました。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

土光委員。

○**土光委員** 質疑ではないのですが、先ほどの陳述の中で、鳥根県西部地震というふうに言われたと思います。単なる言い間違いですね、鳥取県西部地震。

(発言する者あり)

○**稲田委員長** ちょっと待ってね。

新田さん、どうぞ。

○**新田氏(参考人)** すみません、鳥取県西部地震の間違いです。申し訳ありません。

○**稲田委員長** 土光委員、よろしいですか。

ほかございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び錦織議員に説明を求めます。

〔土光委員は賛同議員席へ移動〕

○**稲田委員長** 賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、土光議員。

○**土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

今の陳述にあったように、昨年10月25日、鳥取県、米子市、境港市、三者連名、これは知事が直接出かけて行って、強く対応を求めるということで、原発依存度の低減に向けて対策を講じることという項目がありました。これに関して、国、これ、経産省の資源エネルギー庁ですが、事実上そういったことは、ある意味で無視というか、何も説明なしに、第7次、この文言を削除して、原発の最大限活用をしています。

これに関して、当然そういった要望に関してきちんと受け止めて対応をすべきというふうに思っていて、これ実は、今年の2月5日に広島県でエネルギー基本計画について意見交換会がありました。私、そのとき出かけて行って、資源エネルギー庁の担当と、こういった要望を知っているか、どういうふうに対応するのかということに関して、まず、知っている、そして、この要望は重く受け止めているというふうに言いました。でも、事実上、何も対応していない状況なので、今回、この議会としても、こういった要望はちゃんと国に出すというのは非常に重要であると思って、賛同をしました。

○**稲田委員長** 次に、錦織議員。

**○錦織賛同議員** 私からも、陳情第95号の賛同理由を述べたいと思います。

島根原発再稼働に関して、昨年10月25日、県知事と両市長が経産大臣に届けた要望の内容は委員諸氏も既にお読みだと思いますが、要望の9項目めに、可能な限り原発依存度の低減に向けた対策を講じることを求めています。

しかし、政府は、原発立地周辺自治体である鳥取県、米子市、境港市の要望を言わば無視した形で、本年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画案に原発の最大活用を書き込みました。

折しも3月11日に福島原発事故から14年を迎えたばかりです。福島第一、第二原発の溶け出した核燃料デブリは880トン、やっと取り出したデブリは僅か0.7グラムです。14年たっても原因究明には程遠く、2万人を超える住民が避難生活を強いられている現状を見ても、現実的に原発の最大活用はしてはいけないと思います。

地震の頻発、コスト高の原発は活用せず、原発の最大活用を掲げると、再生可能エネルギーの拡大が遅れてしまいます。これは重大な問題だというふうに思います。原発依存度の低減を求める意見書の提出は必要です。以上です。

**○稲田委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

〔土光賛同議員は委員席へ移動〕

**○稲田委員長** そのほか質疑はございますか。

土光委員。

**○土光委員** 当局にお伺いしたいのですが、この10月25日の時点で要望、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること、ほかにもありますが、こういう項目を国に要望している、このときの、この要望した思いを当局のほうから説明願います。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 要望書、10月25日に要望いたしましたときの思いということでございますけれども、これはもう要望書に書いておられますとおり、再生可能エネルギーの主力電源化を進めて再生可能エネルギーの導入を効率的に進めるなどをして、可能な限り原発の依存度を低減してほしいということで要望いたしました。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** これに関して、先ほどちょっと賛同理由のところでも言及したのですが、この要望をして、第7次エネルギー計画でこの文言は消えて、代わりに、代わりにというか、原発の最大限活用、だから、ある意味で、この要望は事実上、入れられないというか、あんまり反映されていないという状況だと思うんですが、これに関して国から何らかの説明というか、そういった何らかの対応は米子市のほうにあったでしょうか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 具体的な説明が国のほうからはあったということはありません。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほか質疑ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様からの御意見を求めます。

初めに土光委員から岡田委員の流れで、その後は又野委員から最後、矢田貝委員という流れでいきたいと思っておりますので、お願いします。

では、土光委員、お願いします。

土光委員。

○**土光委員** 採択を主張します。

これ、ぜひ、当局というか、行政側は三者連名で強く、知事が直接出かけて行って要望しているこの再生エネルギーの主力電源化、そして原発依存度の低減に向けて対策を講じること。これ、なかなか、国に一応伝わっているのだけど、言葉としては、実際、2月5日の広島で資源エネルギー庁の担当とやり取りをしたとき、重く受け止めているという言い方をしたのですが、そのときに、それに対してどういうふうな対応をするか。現時点では、現時点というのは2月5日のときですが、現時点ではまだ具体的には何もしていないが、どういうふうに対応するかを検討している、そういうふうに言いました。検討した結果、今でも何にもしてないということで、やはりこの思いをちゃんと伝えるためには、議会としてもその意思を示して、ちゃんと対応してほしい。対応というのは、例えば説明を含めて対応してほしい、その思いを議会としても伝えることというのは非常に意味があると思います。ということで、採択を主張します。

○**稲田委員長** 次に、森谷委員。

○**森谷委員** 私は、この陳情には不採択を主張いたします。

その理由としましては、原発依存度の低減を可能にするためには、再生可能エネルギーの中で特に太陽光発電、風力発電を拡大するということになると思います。しかし、太陽光発電、特にメガソーラー、それから風力発電は、環境への影響等、様々な問題がございます。太陽光発電、風力発電による環境影響については、具体的には立地場所において、まず、土砂災害等の自然災害の発生、景観への影響、泥水の発生や水質への影響、森林伐採等の自然環境への影響、また、土地利用の変化による動植物の生態系の破壊、また、住民説明の不足などが上げられますので、こういったことを考えれば、原発依存度の低減を可能にするためには、再生可能エネルギーの明確な、持続可能で環境への影響を配慮した総合的なエネルギー政策を提示しないとイケないと考えていますので、この陳情には不採択を主張いたします。

○**稲田委員長** 次に、西野委員。

○**西野委員** 私も不採択とさせていただきます。

D Xの進展による電力需要が増大の可能性が高まっている現代において、資源を輸入に頼っている我が国において、エネルギー政策は、火力、原発、水力、太陽光、風力などのエネルギーがベストミックスでなければいけません。経済産業省、GX実現に向けた基本方針参考資料にもあるように、次世代革新炉、この革新炉の「革」は革命の「革」という文字なんですけど、高い経済性と安全性を備えた原子炉を指します。例えば小型軽水炉や核融合の研究開発を進めていく上での目標時期、これを策定していますが、次世代革新炉の運転は早くても2040年頃になるようでございます。すなわち、安定した電力供給を

維持していくには、現段階において、既存の原発を高い独立性を有する原子力規制委員会が新規基準に適合すると認めた場合など、安全性の確保を大前提に稼働させながら、我々地方議会も新たな次世代エネルギー開発に注目していかなければならないと思います。

なので、国も次世代エネルギーに向けて動いていますし、現段階において原発依存度の低減を求める意見書を提出することを求める陳情については賛同できません。よって、不採択とさせていただきます。

**○稲田委員長** 次に、岡田委員。

**○岡田委員** 私も不採択を主張させていただきます。

こちらにありますように、陳述書のほうには再生可能エネルギーの主力電源化を進めと書いておられますけれども、現在において、例えば太陽光、それから風力におきましても、エネルギーを発生する構造上、主力電源化を進めるのは非常にハードルが高いというふうに考えます。

原子力発電そのもののリスクということに関しては私も同意をいたすところではありますけれども、これをやはり日本の技術力によって、原発を安全に稼働できる、そして、様々なことを、原発に伴う課題を解決できるように、これからもやはりやっていただくという必要があると思いますし、そして、国においては、やはりエネルギーの確保というのは国力そのものに関わってくるところでありまして、経済安全保障の観点からも、ここにありますように、再生可能エネルギーの主力電源化を進めて、とにかく原発を低減していくんだということに関しては、国家のほうでエネルギー政策、ひいては国全体の経済政策、そして、国民にとって何がいいのかということ国をのほうにおいて責任を持って議論していただきたいというふうに考えますので、議会のほうからこれに対して意見書を提出ということに関しましては私は採択できない、不採択を主張させていただきます。以上です。

**○稲田委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。

先ほども話がありましたけれども、原発というのは事故があったときに被害が甚大なものになり、福島原発事故では14年たった今でも帰還困難区域が残り、2万人以上の方が避難生活を送っている状態で、廃炉作業もなかなか進まず、いつ福島原発が廃炉になるのかも不透明な状況です。絶対に安全だとは言えない以上、やはり原発に代わる再生可能エネルギーを進めて、原発依存度を減らしていくことが必要であると考えます。

いろいろ意見が出てますけれども、再生可能エネルギー、まだ確かに主力電源までというわけにはいかないかもしれませんが、原発の稼働に賛成しておられる人の中でも、いろいろな意見を私も聞いて回ったりするんですけれども、ほかで電力が賄えるのであれば、原発はないほうがいいって言う方も結構やっぱりおられます。そう考えると、確かに再生可能エネルギー、まだ十分ではないかもしれませんが、そっちのほうに向けていくことってというのが、市民も求めておられる方が多いと私は感じております。

この陳情は、すぐに原発をやめてほしいとかっていうのではなくて、低減していくってことを求めているものであり、すぐすぐ再生可能エネルギーに主力を切り替えることができないにしても、そっちに向けてやはり大きなかじを切っていくってことは多くの住民の皆さんが望んでいることだと思いますので、ぜひとも採択をしていただきたいと思います。以上です。

**○稲田委員長** 次に、中田委員。

**○中田委員** 私は、結果としては、不採択を求めます。

先ほど来、原発依存度の低減に向けてということでお話もありましたけれども、エネルギーの需要とそれに対する供給、とりわけ供給体制に対する、要は足りているか、足りていないか、今後足りるか、足りないかという認識の違いが私とは恐らく違うんじゃないかというふうに実は受け止めています。

今後のエネルギー需要、特に電気エネルギーの需要から考えたときに、その需要をどう供給するかの安定電源としての部分についての考え方っていうのがやはり私の判断には大きくて、依存度という言葉も先ほど来出ておりますけれども、再生可能エネルギーの開発の現状から、先ほど西野委員からもありましたけれども、これは原子力を使った開発だけではなくて、再生可能エネルギーのほうの開発のスピードがまだまだ需要に追いついてきてない現状の中で、現実的な要はエネルギーバランスとしての選択として今があるのだと思っております。

第7次エネルギー基本計画は、確かに陳情者も訴えておられますような文言が削除されたりとありますが、同時に再生可能エネルギーを主力電源として最大限に導入するという方針も出ておりますので、それは、その現状を踏まえながら、今後の開発の足を止めているわけではなくて、結果的にそれが進めば、全体の電源構成比においてその占める割合が低減していく、そういったところを目指すのが現状であり、現実的なものだと私は思っております。

したがって、冒頭に、土光委員からでしたでしょうか、行政側は出したという言い方をされましたが、私の認識では、県知事と境港市長とともに出した米子市長という立場は、二元代表制の中の議会の意見も聞いた上で、自治体としての団体の代表権を持った米子市長という立場で出しておられるので、それに重ねて、現時点において、改めて国のほうにその求める段階ではない、必要性は今はまだないという判断であります。よって、採択しないを主張いたします。

**○稲田委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も不採択を主張させていただきます。

まず、議会から国に提出できることとなっている意見書についてでございますけれども、一般社会のためになる、公益の利益に関することが扱われるものと考えます。そして、この公益の利益ということに関してのエネルギーの需要・供給、ここの部分については様々な角度から、まさに公共の利益を考えながら、国において議論されるものというふうに考えております。

この提出者の皆様、また賛成される皆様方の原発のリスクからの依存度の低減という考え方には私も同じ考えを持っておりますけれども、この意見書提出に当たっての、10月25日の三者の連名での要望事項の中の1項にあるからという理由でもって、議会でもこの項を意見書を提出してはどうだろうかという理由には同意することができませんので、不採択を主張させていただきます。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第95号、国に対し「原発依存度の低減」を求める意見書を提出することを求める

陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第95号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

新田様、本日はお越しいただきありがとうございました。新田様は御退席ください。

**○新田氏（参考人）** ありがとうございました。

[参考人は席を移動]

**○稲田委員長** 続いて、防災安全課から報告を受けます。

初めに、令和6年度米子市原子力防災訓練について（報告）、当局から説明を求めます。田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** それでは、資料のほうを共有させていただきます。毎年行っております米子市原子力防災訓練につきまして、令和6年度の訓練を実施いたしましたので、報告をさせていただきます。

本訓練につきましては、原子力防災対策につきまして、避難の実効性確認、練度の維持向上等を目的として、毎年実施をしておりますのでございます。訓練想定につきましては、記載のとおり、島根県東部の地震によりまして事故が発生したという内容でございます。

訓練につきまして、おおむね3つに分かれております。

まず1つ目、3、原子力防災講座と記載しております。住民避難訓練の事前説明を兼ねました防災講座でございます。こちらを令和6年11月の9日土曜日と10日の日曜日、2日間に分けまして、今回開催を行いました崎津地区の崎津公民館の集会室にて実施いたしました。内容といたしましては、講演と訓練の説明ということで、両日で崎津地区の住民の方73名に御参加をいただいたところでございます。

続きまして、4の住民避難訓練、こちらを令和6年11月16日土曜日に実施しております。こちらには崎津地区の住民の皆様86名の方に御参加をいただきました。内容といたしまして、屋内退避指示、屋内退避の実施、一時移転指示、その指示によりまして、コンクリート屋内退避施設における屋内退避の実施、屋内退避の説明等を行った後、ページをまたぎまして、2ページ目となります。一時集結所への集合、そこからの移動ということになっております。これにつきましては、資料1-2ということで、右ページにイメージ図を掲載しております。

そして、5、初動対応訓練としております。これは今年2月6日木曜日に実施をしたものでございます。防災担当部局がメインの訓練でございました。実際に事故想定に沿って、初動対応の訓練を行ったところでございます。

結果につきましては、資料1-3、1-4ということで、今お示ししている資料の後段のほうに掲載をしております。

先に、7の総括につきましてです。住民避難訓練につきましては、様々な情報伝達手段を使いまして伝達を行いまして、その有効性について確認をすることができたところであり、また、昨年は、令和6年能登半島地震における教訓というのがございましたので、複合災害を想定し、屋内退避の訓練も実施し、その後の屋内退避における自衛隊からの供給物資の受領等もこの訓練にて確認を行ったところでもあります。また、住民の皆様の避難につきましては、各関係機関と連携をし、安全かつ円滑に実施をすることができたというふうに認識をしておるところです。また、今回の訓練では、視覚障がい者の方に御参加をいただきました。その方の支援要領等について、我々も理解を深めることができたところでもあります。

住民アンケート、様々な御意見を頂戴いたしております。移動中の案内の課題でございますとかトイレの問題、ペットの避難、悪天候時の避難等、様々な御回答をいただきました。特に、検査会場や避難先への誘導、また、避難退域時検査におきましては、様々な意見がございますので、こちらにつきましては、現場の開設を行います県と共有いたしまして、引き続き連携をいたしまして、安全かつ円滑に誘導が行えるよう適切な対応を図る必要があるというふうに認識をしております。また、自然災害でもございますが、日頃から家族や支援者の方と日頃の備えということについて話し合ってくださいますよう、引き続き啓発を図っていききたいというふうに考えております。

(2) 初動対応訓練であります、こちらにつきましても、災害対策本部における関係機関との連携ですとか情報収集、また事態の進展等、そういったことも体験をしまして、有効な訓練ということで認識をしておるところです。今後も様々な状況を想定した訓練を継続しまして、原子力災害時における対応要員の対応能力の向上を図っていききたいと考えております。

資料1-3では、初動対応訓練、住民避難訓練、それぞれの活動項目と実績、あと、現場での写真を掲載をさせていただいております。

そして、資料1-4では、このたびの原子力防災訓練に御参加いただきました皆様からお返しをいただきましたアンケートについて集計をしたもの、そして、最後の2ページには、自由意見として記載をいただいた記述内容について列記をさせていただいております。

訓練に関する報告は以上です。

**○稲田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** これまで本当にいろいろ意見を聞かれて、様々な訓練の内容を充実させておられるなというのをすごく感じたところで、対応しておられるなと思ったところですけども、自由意見の中で気になったところが幾つかあったので、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

自由意見の中で、大変貴重な訓練でしたということによって……。

**○稲田委員長** 又野委員、自由意見の最初のページか、2枚目のページかを言ってもらえると助かります。

**○又野委員** すみません、最初のページの上から6番目の丸ポチですけども、大変貴重な訓練でした。広く住民に広げるため、各自治会の役員、班長は次年度も参加すべきです

とか、あと、2枚目のほうの上から5番目の丸ポチ、ほぼ全員に行き届かないと効力に疑問っていうようなところがありまして、私もまだまだ広げないといけないのかなって思っているんですけども、実際に参加した人もそういうような感想を持っておられることに對して、どのように捉えておられるのか、ちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** いただいた意見、大変貴重な御意見だと思っております。毎年、同様の御意見も頂戴をしております。やはり訓練に参加されて分かること、感じられたことというのがあったかと思えます。又野委員おっしゃっていただいたように、そこで得られたものについて、やはり次年度にはブラッシュアップをして取組を続けていく、このことが非常に重要だなというふうに思えます。

なるべく役員の方には御参加をとということでの御意見でございました。自治会内でいろんなお声がけをいただいて、御苦労もあったかと思えますが、次年度以降も、自治会長さん等、お世話になりながらにはなりますが、地区住民の方に御参加いただけるように、こちらでもまた安全に円滑に避難訓練実施できるように取組を続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** ちょっとまだ、やっぱり広がってないなって、参加した方も感じておられると思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** そういった御感想をいただいたかなと思えます。この訓練も、コロナ禍を経まして、参加人数自体は少しずつ増えてきておるところであります。参加をされた、恐らく役員の方だったのかなと思えますが、役員の方もそういった御感想を持っていただけたということでありましたらば、また次年度以降、そういった声のかけ方についてもちょっと工夫してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** それと、そうしますと、1枚目のほうの中段よりちょっと上ぐらいにあるんですけども、20人前後でも時間がかかるのについていうところですね、これが大人数だと大変だと思ったっていうところと、2枚目の、これも中ほど辺りですかね、一つ一つ細やかな誘導で行動しやすかったというところがあるんですけど、その後段のほうに、たくさんの方が押し寄せたらと思うと少し心配ですというのがあります。

なかなか大規模な訓練も難しいと思うんですけども、こういう訓練だったら、確かに速やかにできるとは思うんですけど、実際のところ、本当の災害が起きたら大規模なことになるのはもう間違いないですけども、そこら辺の訓練の、今までと変えて、もっと大規模にするとか、そういうようなことっていうのはお考えなんでしょうか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** まだ今年度の訓練が終わったばかりですので、具体的なアイデアがあるというわけではありませんが、ちょっと相反するお答えになるかもしれませんが、人数が少しずつ増えていくというところで、大人数への対応というのも、様々な気づきを得て、ブラッシュアップしていけるのかなというふうに思えます。

いずれにしても、内容につきましては、鳥取県、境港市とも連携をして決めていく

ものでございますので、こういったアンケートについても共有をした上で、今後どういった内容にしていくのか、また協議を踏まえて計画をしていきたいと考えております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** あと、それから、最後ですけれども、1枚目の一番下のところで、バスでの避難訓練は経験があったため、今回は自家用車での避難を申し込んだが、朝の受付で初めてバスのほうに振り分けられていると知らされたっていうことで、ちょっと残念に感じたとは最後は言うておられるんですけども、ちなみに、何でこういうことになったのかっていうのだけちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 参加者の集約につきましては、地域の方に集約をいただいて、それをちょっと御連絡をいただいてという形を取っておるんですが、一部そこで伝言ゲーム的なことが生じてしまったのかなど。当日、私も、受付でこの方の対応のほうもさせていただきまして、大変申し訳なかったなと思います。

地域の方に御参加をいただいておりますので、主体的に取組もしていただかないといけないという部分もございますが、やはり確認するということについては、訓練を実際に快く受けていただいている皆さんに何かしらの成果を持って帰っていただくためには参加をいただくというのが第一ですので、ここについてはやはり我々は反省をして、ちょっと次年度、繰り返さないようにしたいというふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、そうすると、確認していけば、これは解消されるっていうことでよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** この場合はちょっと連絡ミスがあったというふうに認識しております。大変申し訳ございませんでした。

○**又野委員** 分かりました。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**又野委員** 以上です。

○**田中防災安全課長** ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** 資料1-1の1ページとか2ページに関連して、まず1つは、今回の訓練というのは、能登半島地震のことを踏まえて、屋内退避とか、そういったことも検証するというふうなのが一つのテーマだったと思います。実際にこの今日の資料でも、1ページの目的の2行目に、屋内退避に必要な行動を確認する、それから、2ページの7番、総括、(1)住民避難訓練で、2つ目の丸印のところで、実際、今回の訓練に関して、能登半島地震における教訓を踏まえ、複合災害を想定した屋内退避を実施するというふうに書かれています。具体的に、この屋内退避に関しての訓練、これ、どこでどんなことをやられたのか説明ください。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 資料1-2の避難訓練の概要ということで図示をしておりますが、

屋内退避、これまで避難訓練に際しましては、避難指示が出て以降というところでしたが、それに先立ちまして、8時15分、屋内退避指示というのを下させていただきました。自宅等で待機をしていただき、今回の訓練では8時30分に避難指示をして、そこから避難に変わっていくということを行ったというところであります。屋内退避の内容につきましては、前段の防災講座等で触れさせていただいたというふうに思っております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の説明では、訓練で、8時15分に屋内退避の指示を出して、8時半に一時避難開始、つまり15分間、一応設けたと、訓練。例えばこの8時15分、屋内退避の指示を出して、具体的にどういう行動をするようにという、こういった内容の指示を出したのですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 屋内退避の指示につきましては、退避をしてくださいという内容の指示でございます。先ほども申し上げましたけれども、その前段の原子力防災講座におきまして、屋内退避指示の注意事項、例えば、なるべく密閉化をするですとか、サッシ等については目張りをさせていただくとか、そういった内容のことをお伝えをさせていただきまして、取組をしていただくようお願いをしたところでございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実際の屋内退避の期間、どのくらい屋内退避をしなければならないか。これ、もちろんケース・バイ・ケースだと思いますけど、どのくらいの期間を計画上は想定していますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 委員おっしゃられたとおり、ケース・バイ・ケースですので、具体的にはございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 具体的にはない。例えば3日間ぐらいを想定という、計画上でそういった想定はないのですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 具体的に決まっているのかというお答えにつきましては、具体的に決まっているものではございません。想定として3日間というようなイメージ等につきましては、私たちもそういったイメージについては持っておるところです。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実際、計画上、屋内退避、少なくとも15分という期間は、これはそういった期間は想定されていないと思います。もちろん訓練だから、全く同じようには無理かもしれませんが、なかなか今回の屋内退避に関する訓練の内容というのは、実際のときの計画上の屋内退避、例えば3日間ぐらいはというのは、これはハンドブックにも書かれているので、食料とか、それから、そういうどういう行動をすればいいか、そういったことに関してはなかなか今回の訓練の中では十分ではないと思うのですが、いかがですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 時間設定につきましては、訓練の運用上、致し方なかった部分もあ

ろうかなと思います。そういったところも含めて、住民の皆様には説明をさせていただきました。ただ、これまでいきなり避難指示が出て避難行動を取るといった訓練内容から、事前に屋内退避というものが出るということをまず認識をしていただき、その際の注意事項について、講座においてお伝えをさせていただいたということにつきましては、一つ取組として進めることができたかなという認識をしております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今の言っていることは分かりました。少なくとも、いきなり本番、いきなりではないですよという、その辺のところのことを伝えるという意味では、それはそれなりの意味があったかなと思います。

それから、2ページ目の⑥、上から2行目、屋内退避に関してだと思いますが、崎津公民館で陸上自衛隊による供給物資の受領訓練の実施、これ、もう少し具体的に。私もこのとき崎津公民館にいて、自衛隊の車両が何か入り口のところに止まっているというのは見ているのですが、具体的にどういう趣旨で、どういったことをしたのかというのを説明ください。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 基本的には記載のとおりなんですけど、陸上自衛隊の方々が供給物資を一時集結所たる公民館にお持ちをいただく、その物資につきまして、現場の職員が受領を行う、その手順につきまして確認をしたということでございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この物資というのは、ここはコンクリート屋内退避施設に指定されているので、この公民館ではこのような退避をするというのは想定されています。それから、一時集結所とか、いろいろ位置づけがありますが、この供給物資というのは、事前に屋内退避、自宅で何らかの理由で十分屋内退避の効果が得られない人がここに来て屋内退避をしている、その人たちのための供給物資という位置づけでしょうか。今回の訓練で、どういったものを実際に運び込んだのですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今回初めて取り組みました供給物資の受領訓練でございます。今回につきましては、一時集結所までの物資輸送ということになっております。輸送した物資につきましては、飲食料ということになっております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 屋内退避をしている方に関しての物資、そういう位置づけでこれは間違いないですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 一時集結所に集まって避難をしておられる方々への避難物資ということでございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、屋内退避をしていることを前提で必要な物資か、今、一時集結所と言いましたが、一時集結所というのは、実際に避難開始して、バスに乗る前に一旦集まる、そういう位置づけなので、だから、そこはどちらのための供給物資かというのを聞いています。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 申し訳ございません。資料1-2の図のほうに、崎津公民館、点々々、屋内退避とあるかと思いますが。崎津公民館につきましては、今回、訓練、小学校と2か所で行いましたが、崎津公民館は屋内退避場所でもございますので、屋内退避を行っている場所である一時集結所の崎津公民館に物資を輸送したという趣旨での発言でございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この物資というのは、計画上も含めて、輸送したのは自衛隊だと思いますが、どこにある物資をここに送るということに今回の訓練でなったのか、計画上どういうふうになっているのか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今回につきましては、本市が保有しております備蓄物資を自衛隊の方に運んでいただいたということになっております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 計画上もそういうことと理解していいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 本市が保有する備蓄物資も供出することはあろうかと思いますが、近年の傾向からすれば、当然プッシュ型の支援等もございますので、屋内退避によりまして、物資供給が必要な方につきましては、様々な手段をもって物資を確保し、供給するものというふうに承知しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、次、別なところで、これも1枚目で、3番の原子力防災講座、この中の(4)内容、その中の②原子力防災訓練の説明、そこの3行目の、括弧で書いているんですが、訓練の概要と参加要領等について(実災害と訓練の相違点などを含む)というふうにあります。これについてお聞きします。これは、私自身、過去この委員会でも取り上げたことがあるんですが、改めてお聞きしたいと思います。というのは、今もう2号機稼働しているので、単なる訓練ではなくて、いつ本番が来るか分からない、そういった状況だという認識の上に訓練も考えないといけないと思うので、改めてお聞きします。

まず、実災害、つまり計画上のことですよね、計画上と今回の訓練で相違点がある、これを説明したということですが、どういった相違点があるか。なぜ訓練で計画上どおりやらないのか。普通、訓練というのは、計画立てて、それがちゃんとできるかどうかを検証する場が訓練だと思うんですが、計画上とは違うやり方を訓練している、これ、なぜですか。その2つをお聞きします。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 相違点につきましては、委員がよく御存じですので、本当に釈迦に説法で申し訳ございませんが、自家用車避難の先導車のことでありますとか、バスにおける添乗者のこともございます。また、今回、先ほどお答えをいたしました、屋内退避指示が出て避難指示、これは時間の都合上、15分という短時間でございました。そういったプロセスがあるということについてお知らせをさせていただいたところでござい

ます。実災害と訓練の相違点につきましては、そういったところがございます。

もう一つ何でしたっけ。実災害を想定した訓練、実際の計画上のことをやるべきではないかということでございますが、既に御存じのとおり、米子市におきましては、UPZ内の各地区を会場といたしまして、地区住民の方に御参加をいただきながら訓練を実施しております。したがって、人数ですとか時間、内容につきましても、実災害を想定し、それと全く同様にするとすることは困難な部分もございます。また一方で、その対応を行う職員の様々な確認ですとか対応能力の向上といったこと、こういったものを踏まえますと、計画上のこともございますが、やはり訓練というこの日程の中で、どこまでうまく収めるのかといった観点も必要でございます。そういったこともございまして、実災害と全く同様の訓練というのは、現状におきましては実施が難しいのかなというふうに認識しております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 実際と、計画上と訓練、相違点ということで今説明いただきましたが、ちょっとこれを改めて確認しますと、例えば自家用車で逃げる人は、計画上は一旦、少なくとも車ではなし、徒歩で安定ヨウ素剤を取りに行き、一旦戻って、それから自家用車に乗って逃げる。計画上は、自家用車で逃げる人、訓練上はもう自家用車で公民館まで行っている、そういうやり方をしている。

それから、自家用車で逃げる人で、道を間違えないように先導がついてる。でも、実際は先導はつかない。バスで逃げる人に関して、市の職員が、多分2名だと思っておりますが、添乗してる、運転手プラス、市の職員で様々な対応を訓練上はしてる。でも、本番では運転手しか乗らない。その辺のところを、様々な制約とかがあって、なかなか計画どおりできないから、訓練ではそのとおりやらないということですが、これでは計画上のことがスムーズに進むという、そういったふうにこれで思われていませんか。そういったことが確認できたと思いませんか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** これも再々お答えをしておったかと思っておりますけれども、訓練につきましては、避難行動等、実効性の向上に向けまして深化を続けていくものというふうに認識しております。一回やっとうまくいったら、それでオーケーというような認識は当然ございません。

今後、今回御指摘もありましたアンケートの回答もございました。そういったことも踏まえまして、次回の訓練につきましては、内容等もブラッシュアップをして取組を進めていくということでございます。以上です。

**○稲田委員長** 質問はできるだけ簡潔明瞭にお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** それから、次に行きます。1ページ目の下から3行目のところで、一時移転指示のところで、消防団による巡回広報の実施、これ、実際の訓練でやられたという、そういった説明だと思っておりますが、これ、本番のときにも、こういった一時移転の指示で、消防団が巡回広報をやることになっているんですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 一応する想定になっております。

あと1点、すみません、今御指摘をいただいた下から3行目、脱字がございました。「緊急報メール等による伝達」でございます。大変失礼しました。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 計画上、こういった一時移転の広報、お知らせで消防団の、多分、巡回広報というのは車でアナウンスしながらというイメージを持っているんですけども、もし違ったら言ってくださいね。

これって、一時移転をするときの状況というのは、空間線量が毎時20ミリシーベルト以上、以上だから、100かもしれない、200かもしれない、そういう状況。その状況で、ある意味で一般人である消防団が、そういった中をずっと車で巡回する、そういったことをすることになっているのか。もしするとしたら、消防団自身もそういったことは、することになっているというのは、消防団にそういう話をしていると思うのですが、ちゃんとのその辺は伝わっている、了解を得ているということになるのでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** この趣旨としましては、あらゆる広報手段を用いて、皆さんにお知らせをする、それを今回訓練で取り組んでおるといところでございます。消防団による巡回広報も、その一手段としては活用すべきものだと思います。

ただし、そのときの状況等によりまして、当然、消防団による巡回広報というのが適さないという判断があれば、しないという可能性も当然ございます。今回につきましては、消防団による巡回広報も実際の取組として該当団に依頼をしまして広報を行ったと、これが訓練内容だったということでございます。以上です。

○**稲田委員長** 質問は簡潔にお願いします。短くまとめるよう工夫をお願いします。

○**土光委員** いいですか。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、今回の訓練でこういったことをしたの、それは分かります。いろんな手段を使って訓練をする。今、計画上、本番もこういったふうに想定しているというふうに言われているから聞いているんです。

これ、一般人は、放射線の許容限度は年間1ミリシーベルト、1,000マイクロシーベルトですよ。そういう人にこういった状況下、つまり、少なくとも20マイクロシーベルト以上の状況で広報する、そういったこと。これ、バスの運転手も同じ状況なので、この辺は消防団にそういったこともちゃんと伝えて、分かってもらって、計画上、実際の訓練でも、そういった協力を要請しているということでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** もちろん消防団につきましては、消火活動のみならず災害対応ということも任務でございますので、承知をしているものと承知をしております。また、あわせて、消防団員を対象としました原子力防災講座への参加ということで理解促進も図っているところでございますので、このたびの訓練におきましても、消防団の意義につきまして、巡回広報を積極的に協力いただいたということでございます。以上です。

○**稲田委員長** よろしいですか。

土光委員、短くまとめるようにお願いしておりますので、努めてください。

土光委員。

○土光委員 努めます。

それから、2ページ目で、ちょっと直接これには記載がないのですが、避難退域時検査場で一応オーケーだったら、検査済証というのを出すことに計画ではなっています。今回それは行われたんですか、今回の訓練で。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 実施しているものと承知しております。

○土光委員 実施している。

○稲田委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 それから、もう一つ、この2ページ目の⑨広域避難先への移動、県職員及び倉吉市職員、今回は避難の参加する地域が、避難先が倉吉市が多かったということで、倉吉市職員による避難後の生活の説明。実は、この場に私、いたんですが、実際、倉吉市の職員、この防災担当の職員が住民に説明をして、非常に印象的な説明だったので、ちょっとそれのことを踏まえてお聞きします。

つまり、これまでも懸念はあるんですが、受入先がちゃんと準備ができるか、対応できるか、やっぱりこれ問題になっています。倉吉市の担当の職員が説明の中で、倉吉市は、この原子力災害のときに、受入先の避難所は41か所あるというふうに言っていました、倉吉市内に41か所。そこで、基本的にこの受入先の運営はその地元、つまり、この場合だったら倉吉市の職員がそういった避難所の運営をすることになっている。だから、41か所運営をするということは、例えば、これもハードだと私は思ったんですが、2人体制で1日2交代、つまり12時間交代ですと、1か所当たり4人必要。で、41か所、つまり164人の職員が必要になる。でも、倉吉市の職員は全部で400名ぐらいしかいない。そういうことを率直に説明して、なかなか十分受入れ体制は整っていない。もちろん県の応援は頼むけど、はっきり不十分であるということを率直に伝えて、だから、できるだけ自主運営。つまり、いつまでも倉吉市の職員がするのではなくて、この避難している住民が自主運営でやっていけるようにということをお願いせざるを得ないというふうに思ってくださいという、割と率直に説明して、私は非常に意味があったと思うんです。

この辺のことにに関して、もちろん受入先の市もいろいろ考えないといけないけど、そういった避難先である程度自主的な運営、避難民自身が自主的に避難所を運営するということはもう想定せざるを得ないという状況がある。だから、市としても、説明として、バスに乗って避難して、もうそれで終わりではなくて、市の例えば防災講座云々で、避難先での運営状況で、その中である程度自主的な運営が必要になるんですよというのは、市としてもやはりちゃんと住民に説明をする必要があるんじゃないかとそのときに聞いて思ったのですが、今後そういったことは、私はそういったことをちゃんと説明すべきだと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 発災時に行政職員の対応が十分にならない、不足する部分があるので、避難された方に自主運営を委ねていくといったこと、これにつきましては、原子力防災に限らず、自然災害も同様でございます。特に本市で災害が起きれば、本市職員も被災者であります。そういったことから、この原子力防災に限らず、一般防災につきましても、

避難所につきまして、開設は職員が携わりますが、その後の運営につきましては自主運営でお願いいたしますといったことにつきまして周知図っているところですが、UPZ圏内外問わず、これは取組を進めていかねばならない内容かなというふうに思っております。周知には努めているところだというふうに考えております。以上です。

**○稲田委員長** 短くする工夫をお願いします。短くされている工夫を今感じておりませんので、改めて簡潔明瞭をお願いします。

土光委員。

**○土光委員** それから、アンケートでグラフでまとめているところで、ページ数でいくと、この資料では多分7枚目になるのではないかと思います、はい、7枚目。クエスチョン5、災害に備え何日分の食料・飲料等を準備していますか。これ、回答で、3日を含めて3日以上が半分以下、逆に、3日未満、2日までしかこの場合では準備していない、1日分というところですが、この2つで57%、過半数を占めている。

これ、以前に私は質問したことがあるんですが、例えば境港市で同様のアンケート取って、なかなか3日分まで備蓄してるのは少ない。米子市の状況は心配ではないですかって言ったら、そのときの答弁は、米子市はこんな調査してないから、そんなことは断言できないというふうに、当時のそういう答弁だったんですが、この結果を見ると、やはり3日分は備蓄してくださいよというのをお願いしてるけど、実際は半分以上の方がそれができていない状況、これで分かると思います。

このことは割と深刻にというか、重く受け止めないといけないと思います。屋内退避で3日間ぐらいが標準、それ以上のことを十分考えられますが、少なくとも3日間ぐらいはというふうに言ってると思います。この状況に関して、やはり備蓄の重要性というのは改めてちゃんと周知する必要があると思うのですが、その辺、今後どう対応しますか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 備蓄の重要性につきましては、原子力防災に限らず、必要なことでありますので、周知啓発に取り組んでいるところでございます。原子力防災につきましては、ハンドブックのほうに掲載はしておりますが、本市につきましても、2年前に作成しました避難ノートでの啓発、また、防災講座で出向きますれば、そちらのほうで3日以上、なるべく7日分といったお話をしております。全然それができてないんじゃないかという御指摘かと思えます。周知啓発に引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、聞いているのは、今言ったような、例えば原子力防災ハンドブックとか防災講座、これまでずっとそういった備蓄の重要性、これは原子力防災に限らず、一般防災含めて、少なくとも3日間ぐらいは備蓄してくださいと、ずっと周知はそれなりにしていると思います。でも、その結果が、今の現状がこのアンケートに表れています。だから、これまでのやり方では、3日間以上備蓄しているのは半数に満たない、こういった状況であることをちゃんと受け止めて、これを何とか変える、そういった取組が必要だと思うのですが、今までこういうことをやっていると、これからも同様にやるだけでは、この状況は改善しないのではないですか。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** これまで取組、本市のほうもしております。県と協力しながらやっております。そのような取組の中で、半数に満たない数とおっしゃいますけれども、これだけの数の方が理解をいただいて、備蓄をいただいておりますということでございます。

今後も広報、周知を徹底して行います。これによりまして、今後、じゃあ、今までしなかった人が全くしないよということではないと思いますので、少しでも多くの方が備蓄いただけるように周知啓発を図ろうと思っておりますのでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今後も周知徹底をしていくということですが、今までと今後、何か変更、変わる、変えようというところがありますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 現時点で具体的なものというのは考えておりませんが、やはり周知徹底というのは重要でございますので、そこには行政としても重点的にやっていきたいと思っております。

○**土光委員** いいです。

○**稲田委員長** ほかございますか。

中田委員。

○**中田委員** 主に意見になるかもしれませんが、申し上げておきたいと思っております。先ほどの話の出た備蓄については、言うまでもなく、さっき答弁もありましたけど、他の自然災害も含めて、最近テレビなんかでも結構やっぱりこれぐらいは必要ですよっていう話が出ているので、これをやっぱり個人個人の災害に対する認識として高めるっていうことは、できるだけその啓発に努めていただきたいと思いますと思っております。

さっき消防団の話も出て、私も消防団として原子力災害時の講習、訓練の経験をしているので、その部分の感想でいくと、とてもいい訓練だったというのが率直なところで、例えば他で応急手当の訓練なんか定期的にあるんですけど、ああいう機会を、防護服なんかの着用とか、どうしてもふだんそんなに練習するほど消耗品として持ってないので、ああいう機会は、もしくはもっとあればなということをおっしゃるので、またそこら辺は考えといていただければと思っております。

それから、全体を通してなんですけど、避難行動っていうのは、基本的な行動というのがあるけども、やっぱり市民の皆さん、多くの皆さんに知っておいてほしいのは、現実的な対応の中で臨機応変な対応が出てくる、計画どおりにならないことも災害時にはあるという前提で物事を捉えるっていうことは、基本認識としてそれが必要で、ただ同じ基本パターンだけを繰り返して周知徹底して身につけていけばそれでいいかという問題ではなくて、認識としてはイレギュラーなことがあるという。

問題は、これも以前から繰り返しておりますけど、イレギュラーな事態になったときにオペレーションがきちっと機能して、その情報と伝達がきちっと、そして、指示が的確に伝わるかどうかという、そこところが問題で、受け手のほうもそういうことがあるという前提に立った認識をしていかないと、それに対応するのは避難者なので、そういったところでは、オペレーションでする側のノウハウの蓄積やスキルの向上も必要ですけど、一番大事なのは、避難される立場になる人たちが臨機応変に対応する必要があるという認識をちゃんと持つ、その持つためにも、基本的な知識と認識が必要だということ、ぜひ

ひこういう訓練を通じて深めていくようなことは徹底しておいていただきたいということは要望として申し上げておきたいと思えます。以上です。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（安全確保交付金）について（報告）を、当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今、資料のほうを共有させていただきました。原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、安全確保交付金と呼ばさせていただきます。こちらについて報告をさせていただきます。

こちらの交付金なんですが、もともとは原子力発電所、こちら、立地県等を対象として交付されるものであります。このメニューの中に一般災害からの住民の安全確保に資する事業ということが追加をされまして、かつ、島根県が鳥取県に3億円を配分するということを決定をされた。これを受けまして、鳥取県内において3億円、本市につきましては7,500万円、こちらの交付金が配分されることとなったというものでございます。すみません、2の配分案が、先ほど申し上げました、米子市7,500万円というところでございます。

3、本市における交付金活用案ということでございますが、来年度、令和7年度につきましては、IP無線機の整備、こちら50台を想定しております。こちらの予算に充てさせていただきますと考えております。令和8年度以降につきましては、まだこれから検討させていただこうと考えております。こちらのメニュー自体が5か年ということで伺っておりますので、まだ少し時間がございますが、その間にどういったものを取り組んでいくのか検討をし、実施をしていきたいというふうに考えております。

なお、来年度のスケジュール感であります。島根県から鳥取県に交付されたもの、鳥取県からは今度、補助金という形で本市に資金ということになりますので、補助金申請や補助決定という所定のスケジュールを経まして、夏以降に整備を行いまして、7年度末の交付事業の実績報告ということを見込んでおるものでございます。以上です。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。ございますか。

土光委員。

○**土光委員** まず、このちょっと長ったらしいやつね、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、これって過去にも何か似たような、似た、同じ名前のがあったんですが、これとは別物だということで、まず、そういう理解でいいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 別のものということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、別物のというのは、（安全確保交付金）という、そういった新たなメニューが加わったという、説明でもあるんですが、こういった新たなことが追加された、

これはいつ追加されたのですか。

それから、これ、もともとは立地県だけへの交付金だけど、島根県が隣接でもいいよと認めたらもらえる、それが今回の例だと思いますが、島根県が配分することを認めたのは、これ、いつなんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** こちらの新たなメニューになったのは今年度ということでございます。その後、鳥取県に配分があり、かつ鳥取県から各市の配分ということが、おおむね方向が決まったのが今年に入ってからということでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 新たなメニューが追加されたのは今年度、つまり去年の2024年の4月からということだけど、もう少し、2024年の何月頃、いつ頃か、もうちょっと特定できませんか。

○**稲田委員長** 時間がかかるようでも、分かるようであれば。

土光委員、別の質問があれば、ちょっとこれは置いといて、また後で答弁いただきますよう。

土光委員。

○**土光委員** これはお願いなのですが、この安全確保交付金で、概要が(1)、(2)、(3)、(4)、(5)とありますが、これが分かる元の法令というか、要綱というか、何か分かりませんが、そういった資料を提供お願いできませんか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** ちょっと資料のほうにつきましては、準備のほうをさせていただきたいと思います。内容につきましては、確認の上でということになりますけれども。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** こういった形で、島根県が認めたから、鳥取県側もこういった交付金の対象になる。これは手続としては、これからこの交付申請をするのですか。

○**稲田委員長** いいですか。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 本市の行う内容としては、先ほど申し上げた4番の令和7年度のスケジュール感となりますので、4月から6月の間には補助金申請という形で手続をすることになるかと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは、もともと国に対しては多分、県が窓口、県が決まったらそれを内輪で配分ということになると思うんですが、これに対しての申請は多分県だと思います。この申請はもう既に行われているのですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません、ちょっと国と県のやり取りのタイミングですとか、そういったものにつきましては、また改めて整理をして提供させていただきたいと思います。

○**稲田委員長** そこはちょっと慎重に答えられたほうがいいので。

土光委員。

○**土光委員** だから、その辺のところは整理して。それから、これが分かる資料というこ

とで、それを見ればある程度分かるものもあると思いますが。

これ、あえて聞いたのは、ちょっと島根県の文書、これに関する何か説明の資料を見つけたのですが、この中でちょっと気になるような記述、島根県のこれ文書で、こう書いてるんです。これ、安全確保交付金のことね、これに関して、交付先、設置変更許可済みであって、これ2号機で許可済み、交付申請時点で再稼働をしていない原発の立地県が認めた場合に限り。もう再稼働してるので、だから、この辺のところはちゃんと整理できていないといけないかなと思って、ちょっとあえてその辺を聞きましたので、改めてそれが分かるように資料提出とか説明をお願いします。

続けていいですか。

**○稲田委員長** 土光委員、先ほどの令和6年4月以降の部分は、どうでしょう、別途でいいですか。今、分からないんですよ。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 恐らくその後の質問も関連する内容だと思いますので、改めて全体整理したものとして提供させていただきます。

**○稲田委員長** じゃあ、そのように。いいですね。

じゃ、土光委員。

**○土光委員** それから、あと、この中の記述で、本市における交付金活用案、IP無線機の整備とあります。このIP無線機ってどんなもので、何のために整備をするのか、その辺の説明をお願いします。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** IP無線機は、端的に申しますれば、携帯電話の通信網を活用した無線機となります。現在、MCA無線という別途の電波を使った無線機を活用しておるんですが、こちらのほうが令和10年度には停波になるということも伺っております。いずれにしても更新をどうするのかといった課題がありましたので、このたびIP無線機の整備に充てさせていただくという、そういったつもりでございます。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとよく分からないところもあるので、まず、この無線機というのは誰が使うための無線機なのか。

それから、説明で、携帯の電波を使う無線機がIP無線機で、ここはちょっと聞き漏らしてるのですが、これまではMCAかな、それを使っていた。それが廃止になるとか、何かちょっと分かんないけど、これが廃止になるか、もしくは、これよりも携帯使ったほうがより利便性が高まるという理由なのか、その辺のところを再度お願いします。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** おっしゃるとおりです。MCA無線機と呼んでおります、私も何の略称かまではちょっとここで思い出せませんが、MCA無線機専用のアンテナがあり、そこの電波を使ってやり取りをする。現在使用しているMCA無線機用の電波というのが令和10年度には終わりになるということの情報が入ってきております。その更新をどうするのかといったこともございましたので、今回、IP無線機に切り替えも含めて更新していくというものでございます。

利用方法につきましてですが、MCA無線も、現在、本市と市役所と、いわゆる外の建

物、ふれあいの里ですとか支所等にも配置をしまして、また、避難所を開設した場合には、避難所運営要員に持たせて、電話等がダウンした場合の無線での連絡網の構築ということで活用しておるものです。これを置き換えていくということでございます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、行政側というか、そういったいろんな連絡網として使う。これが例えば一般の住民に対して、これをすると何か使えるとか、より利便性があるとか、そういう問題ではないということだと理解していいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 用途としましては、災害発生時におきまして、いわゆる災害対策本部と避難所ですとか、そういった関係機関等との連絡を行うための無線という位置づけでございます。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 重なった部分もあったので、私からは1点だけ聞かせてもらいます。

一般災害への対応ができる交付金だということなので、今やっている、本市のほうでもですね、災害対応の分にも使えるということだと思うんですけども、その分、何ていうんですかね、これ、上乘せして対応するのか、それとも、それを、今やってるのをこっちのほうに替えるとか、そういうふうなお考えっていうのは、何ていうんですかね、さらに充実、防災対応でやっている事業に上乘せして対応するのか、この間はこれを振り替えるとか、何ていうんですかね、どういうふうにお考えなのか、教えてください。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 災害対策につきましては、交付金の有無等にかかわらず、企画をして順次整備を進めているものと思います。今、幸いに、災害対策につきましてはいろんな省庁から補助メニュー等も出ておりますので、そういったものも活用しながらでございます。今回新たに出てきたものですので、これの活用ということを考えたときに、先ほど申し上げました、一つ課題となっていたMCAの無線の更新というものが、こちらの交付金、当てはまるということでしたので、活用しているというものです。したがって、新たに何かを考えてというよりは、今進めている防災対策に充てさせていただいているという認識でございます。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあ、今後もそういうような考えで進めるということによろしいんでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今後どういった、防災を取り巻く環境が変わってくるか分かりませんが、現時点におきましてはそのとおりでございます。

○**又野委員** 分かりました。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

○**土光委員** 追加で、あと1点。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** このIP無線機の整備、これ、どのくらいの経費がかかると想定しているの

ですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 入札等も行う予定ですので確定額ではございませんけれども、おおむね約800万円程度ということで見積もっておるところです。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

中田委員。

○**中田委員** 例のそのMCA、マルチチャンネルアクセス方式って、これ、2029年の5月までに移行する必要があるって認識しとって、そうすると、どっちみち今回これを活用するんですけど、それ以外の、要は体制づくりとしては、それ以上に費用がかかって必要性があることではないかと思っているんですけど、その辺についてだけちょっと聞かせておいていただけると、考え方だけ。整備のです。聞かせてほしいです。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今のMCA無線の停波に伴う体制整備ということでよろしいでしょうか。現在、本課のほうでは、取り扱ってますのはMCA無線機が二十数台ございます。こちらを今回、IP無線機に切り替えをし、増大をさせますので、体制としては増強になるのかなというふうに考えております。

○**稲田委員長** 中田委員。

○**中田委員** そうすると、今回のこの交付金を使った整備で大体出来上がるというか、それに入れ替わることが可能になるという認識しておいていいんでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** MCA無線の対策、対応ということでありましたら、今回の事業で完結できるものと考えております。

○**中田委員** いいです。

○**稲田委員長** ほかございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、島根原子力発電所2号機に係る安全対策について（通知）に対する回答についてを当局から説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 今、事務局のほうから共有していただきました。資料3でございます。こちらのほうが、後段に参考資料ということでおつけをしておりますが、昨年10月10日に中国電力に対しまして行いました島根原子力発電所2号機に係る安全対策について（通知）、こちらに対する回答というものが2月の19日にございましたので、こちらで共有をして報告をさせていただくものでございます。

説明、以上です。

○**稲田委員長** 当局の説明終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

又野委員。

○**又野委員** 一つ確認ですけれども、回答の中で、7のプルサーマル発電のことなんです

けれども、安全を第一に進めさせていただきまますってはっきり書いてあるんですけれども、プルサーマル発電を進めていくっていうふうにはっきりと本市のほうに答えたことって、これまで、答えるっていうか、自ら、中電のほうから言われることも含めてですけれども、あったでしょうかね、ちょっと確認させてください。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** プルサーマルにつきましては、本市に対して中国電力から直接説明のほうはございません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** もうこのようにはっきり書かれている以上、早くちょっと説明を求めるべきだと思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** このプルサーマル発電につきましては、委員皆さん御承知のとおり、鳥取県が安全協定改定して今おるんですけれども、それ以前に島根県との話の中では、中国電力においてプルサーマル進めるよという話が出てるといのは承知をしております。ですので、進めますという事実は承知はしておるんですけれども、当然説明は受けてないと。今回、中国電力さんのほうに出しましたのに書いてありますけれども、やはり実際に稼働を検討する際には、ちゃんと説明をしてくださいと要望しておりますので、適切に説明のほうがあるかとは考えております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 実際にするようになったら当然だと思うんですけれども、プルサーマル発電もというところも、やっぱり米子市民とかも早く本当にそのことについてどうなのかという考える機会も必要だと思います。必要によっては、米子市民がやってほしくないということになったら、そういう意見を出さないといけないと思いますので、実際にするっていうのが決まってから説明ではなくって、ちゃんと説明をやっぴり前もってしていただく必要があると思うんですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** これは中国電力さんからの説明、報道等の範囲ではございますけれども、実際にプルサーマルについては直接の説明がないですので、いつ、どのような形でされるっていうのは全く承知をしております。ただ、先ほど申しましたように、そういった方針であるといのは承知をしております。ですので、今後、実際、動き、要望書に、繰り返しになりますが、書いておりますけれども、燃料装荷について検討を進める、実施するに当たっては説明をしてくださいと。当然、プルサーマル発電をしてからの説明では遅いと考えておりますので、その前に適切な時期に説明をしていただきたいと思いますので、その旨の要望を出しておるところでございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** こうなると、私からの要望になってしまうんですけれども、やはりもっと早めに、こういうふうにはっきりと言われた以上は、すぐにでも説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**稲田委員長** ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** プルサーマル発電のことで、ちょっと又野委員の続きということで、これは、以前に同じようなことは聞いたことがあるのですが、改めてお聞きします。

中国電力はもうやるとははっきり明言してる。ただ、今のやり取りで、市に対して直接それに関しての働きかけは今のところないという状況。これって、プルサーマル発電をするかどうかというのは、私は安全協定の第6条、事前報告の事項に該当するというふうに思うのですが、この辺の米子市の考え方を再度お聞きします。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 実際にそこの条文に該当するかどうかというのは、今の時点では私がお答えすることはできませんけれども、安全協定の趣旨にのっとって誠実に対応いただけるものと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ただ、これ、2011年以前の話ですが、少なくとも中国電力はプルサーマル発電をすることについて、立地自治体には安全協定に基づいて事前了解を求めている、そういう手続をしているということは、これは御存じですね。それ前提で。米子市の立場、これ鳥取県の立場ということで、この安全協定の運用に関しては、立地自治体と同様な対応、これをはっきり求めています。つまり、同様な対応というのは、プルサーマル発電に関しては、立地自治体には安全協定に基づいた手続をしている。だから、当然、鳥取県側も同様な対応、つまり、安全協定に基づく手続が必要というふうに考えるのが私はそのままだと思うのですが、この同様の対応の中にプルサーマル発電の手続は含むと考えますが、いかがですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 先ほど申しましたけれども、そこに該当するかどうかにつきましては、現時点で私のほうからは回答は控えさせていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 誰だったら回答できるんですか。副市長に聞けばいいんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** これ、先ほど土光委員も言われましたけれども、同等の対応というような表現でございます。これ、同等というのはきっちり、いついつまでのものであれば対応するよとか、そういうことではございませんので、当然、中国電力、その前段としましては、鳥取県、境港市との協議も必要でございますけれども、その中でどのように対応するかというのを決定をしていくと思えます。それに対して中国電力さんのほうはどういう対応を取られるかというのも当然その後の話で出てくるかと思えますが、現時点では何とも申し上げようがございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、とにかく鳥取県側、これ、米子市は中国電力に安全協定の運用に関しては同様の対応を求める。中国電力もそれは了解している。これはもうはっきりしています。この中にプルサーマル発電に関しての手続も同様な対応ということをちゃんと求めるということは、今のところ米子市の立場としては、それははっきりしていないということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 質問の趣旨が私がかうまく受け取れてないかもしれませんが、同様の対応を求めるといふ趣旨は当然本市も同じでございます。その同様の中に協定に該当させて協定連絡にするのかといふところは、現時点では私のほうからは回答はできないといふことでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ、これに関してはそこまで。

それから、あと2点お聞きします。要望書で、これは今日の資料で参考資料の2枚目の9番で、安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることになった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行う。これ、鳥取県側三者が中国電力に要望しています。今回、この回答が来ましたよといふ報告なのですが、これに関する、対応する回答は見当たらないのですが、その辺はどういふふうに捉えていますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** これは、ちょっと私のほうも。9番のいわゆる通知内容に対する回答がないといふ趣旨の御質問でよろしかったでしょうか。

○**土光委員** ないとは言わない、見当たらない。だから、その辺、どう考えてるか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 後段に参考資料等おつけをして、1から10の項目で申入れといふ形で入れさせていただいたもの、対応した番号で返してきていただいているものと承知をしておりますので、こちらの9番の、万一の緊急時におきましては云々といふところが御回答になるのではないかなといふふうに承知をしております。以上でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、要望で出した要望で、9番で安定ヨウ素剤に関して、適切なタイミングで届くよう必要に応じて支援を行うといふことに関して、中国電力の回答は9番で、これ、どういふふうに書いているかといふと、島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定の各事項で対応する。この協定の中で、何か安定ヨウ素剤の必要に応じて適切に届くよう支援、それに関することがあるのですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 該当の協力協定の中に安定ヨウ素剤に関することと明文化したものはございません。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、ないんだったら、要望に関して回答が、何かこれに関する回答は見当たらないといふふうにするのが普通だと思いますが、見解伺います。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 協力項目といふ項目に安定ヨウ素剤といふ文言を使った項目はございませんが、前項に定める事項のほか原子力防災対策について積極的な協力を行うものとするといふことがございますので、そこからの読み取りといふことになろうかと思えます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、何で要望した人がそういうふうな解釈をするんですか。そういった要望をして、中国電力の回答を見れば、これに対応するのは分かるような形で書かれていな

い。多分その他云々で入っているだろう。でも、要望したのは安定ヨウ素剤のことに關して要望して、これは具体的な回答を求めていたんだと思いますよ。で、その他に入るから何か含まれているだろうみたいな、そんなのはおかしいと思いませんか。ちょっと不明確だったら再質問すればいいじゃないですか。これで何でよしとするんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** どこまでの御回答というものを期待をしたものなのか、ちょっと私は存じ上げませんが、定める事項のほか、積極的に協力を行うという項目があれば、そこから我々としては、引き続きこれについてはどうなんだという御意見をしていくことは可能だと思いますので、改めて本件について安定ヨウ素剤を取り上げて再度申し入れるといったことは必要ないのではないかなというふうに認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 担当課長が説明しましたとおりでございますけれども、補足をさせていただきますと、安定ヨウ素剤、基本的には行政の業務でございます。それに対して、ただ、行政でやる際に支援をお願いできないかということでの要望でございます。その回答としましては、結んでおります協力協定に基づいて、誠意を持って対応いただけますという文言が入った協定に基づいてやっていただけるということですので、誠意を持って対応いただけるという回答で私どもは受け止めております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、これを取り上げて、ちょっと質問しているのは、実は私もこの要望、10月10日の9番、安定ヨウ素剤の配布で適切なタイミングで届くよう必要に応じて支援を行う。これ、何で行政が中国電力にこういう要請をするのか、私自身もこれを見たときにいま一步、意図がはっきりしなかったんです。それで、中国電力はこれに関してどう回答するんだろうということで見たら、何も書いてない。基本的に協力するというのは中国電力は示していますから、それでいいんじゃないか。

じゃあ、具体的にこの要望をして、安定ヨウ素剤の適切な配布は行政がしなければならないことだけど、今回のこの要望、回答を通して、新たにこの配布に関して中国電力から具体的にどんな協力を得られることがはっきりしたのかというのはありますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 現時点でどのような原子力災害が起こるか分かりませんので、具体的な想定というのはできておりません。ただ、何度も申しますように、あくまでも安定ヨウ素剤の配布、行政の業務でございます。それをするに当たって、中国電力さんについては直接の業務ではございません。ただ、行うに当たって、どうしても協力が必要になる場合もございますので、今回の要請の条文といいますか、要望項目を入れております。それに対して真摯に対応いただけるということで回答いただいておりますので、そういった災害があった際には、こういった協力をお願いしたいということで協議をすることになるかと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これに関しては、これ以上やり取りしても進まないの、一応考え方は分かりました。

それから、もう一つは回答のほう、回答の1番、中国電力から、資料3の1番、この連

動の問題です。中国電力はこう言っています。宍道断層と鳥取沖西部断層については様々な調査結果などから連動することはないと評価しており、審査会合で妥当性が確認され、原子力規制委員会から許可を得ています。その後いろいろありますが、まず、基本的な鳥取県側の問題意識は、今言った審査会合のときにいろいろ調査して、議論されて、例えば宍道断層と鳥取沖断層、これは連動しないだろうという結論は出ている。これはこれで実際そうだと思います。

今回、鳥取県側が問題にしたのは、これ、平井知事の発言に典型的に表れていると思いますが、能登半島地震でいろんな知見で連動しないと評価した。実際、能登半島地震を見ると、今まで想定外のことが連動に関しても起きている。だから、この能登半島以前のこの評価は今でも本当に通用するのか、大丈夫なのか、そういったことを具体的に説明してほしいというのが基本的な問題意識だったと思います。これに関して、この中国電力の1番の回答は、それに答えているとは必ずしも思えないのですが、米子市の考え方をお示しください。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 10月10日の通知でございますが、安全対策を講じるよう適切に対処をしてくださいねと、情報収集をしてください、科学的知見を収集してくださいと、必要ある場合には速やかにさらなる安全対策に取り組んでくださいという内容でございました。このたびの回答のほう、1番でございますけれども、こちらのほう、後段でございますように、引き続き情報収集等を行うと。さらなる安全性の向上を図っていく観点から、実質的な取組として耐震安全性評価等、反映すべき新たな知見が得られた場合は適切に対応してまいりますということで、こちらが申し出た内容について適切に対応するというふうに記述がございます。これが回答になるのではないかなと思います。なお、宍道断層と云々、許可を得ていますというのは、これは事実関係の表明であるというふうに認識しております。以上です。

**○稲田委員長** 質問が長めで、聞いておりますと論点がなかなか見えづらく、分かりづらいものですから、簡潔明瞭にお願いします。

土光委員。

**○土光委員** つまり、この基本的な問題点は、能登半島地震を受けて、例えば連動に関して、20キロ離れたところも連動したのではないかと、連動した。それから、活断層の長さも想定より相当長かった。そういった事実を見て、この能登半島地震以前の評価、考え方が今でもちゃんと有効性があるのかというのが一番の関心事だと思います。

この回答は、能登半島地震でいろんな想定外のことが起きた、いろんな情報を収集している、情報を収集しているだけなので、まだ新たな知見というまでは固まっていない、そういう状況だ。もちろん中国電力は今後とも情報収集して、新たな知見が得られたというのは、知見が固まった場合は対応するというので、だから、少なくとも、今、2号機が稼働している中で、能登半島地震を受けても過去の評価が今でもちゃんと通用するよというふうなことは必ずしも断言できない。でも、情報収集して何か分かれば対応する。そういったままで2号機が動いている状況というふうだと私は思っています。それで米子市はよしとするんですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 申入れを行いました内容について、適切に対応するというご  
ざいます。こちら側の申入れにおいても、やり方について、知見をはじめ、収集し、見直  
す必要がある際には、速やかに安全対策等、適切に対処するというございますので、  
この申出内容につきましては、適切な対応を行っていただくという回答であると認識をし  
ております。以上です。

○**土光委員** いいです。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、島根原子力発電所2号機格納容器雰囲気モニターの不具合に関する経過報告につ  
いてを当局から説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** ただいま事務局から共有をいただきました島根原子力発電所2号  
機格納容器雰囲気モニターの不具合に関する経過報告でございます。

こちらが、今年2月に発生した事象でございますが、いわゆる運転上の制限の逸脱を宣  
言という、ちょっと分かりにくい言葉でございますが、こちらに類する事象につきまし  
ては、昨年12月に水位計が読み取りが困難になったと、異常が発生したのではないかと  
いったことがございました。こちらにつきましてもあわせて報告をさせていただきたいと  
存じますので、資料のほうを配付をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** お願いします。

○**田中防災安全課長** 改めまして。

○**稲田委員長** どうぞ。

○**田中防災安全課長** では、まず、さきにお配りをしておりました資料4に基づきまして、  
モニターの不具合と呼称させていただきますが、こちらの報告をさせていただきます。

こちらの案件ですけれども、原子力格納容器内の水素及び酸素の濃度を監視するモニタ  
ー、こちらが不具合を発生をして、そのモニターから数値が読み取れなくなったというも  
のであります。なお、代替パラメーター、ほかのものによりまして監視ができる状況であ  
ることは同時に確認をされたということでもあります。その後、2月2日にはこちらのほ  
う、取替えをし、動作確認を実施して、異常が発生しないということを確認したことから、  
同日18時40分に復帰を判断したというものでございます。

なお、本件の不具合の発生原因につきましては、継続して調査が行われているというこ  
とでございまして、本日時点で、まだその結果等については連絡をいただいているもの  
はございませぬ。

なお、この資料の一番下段のところです。すみません、誤字がございましたので、1か  
所訂正をさせていただきます。最終行、不具合の発生原因及び再発「防災」となっており  
ますが、再発「防止」対策でございます。失礼いたしました。

続きまして、今、お配りをさせていただきましたペーパーになります。両面となってお  
ります。左肩にお知らせとあるもの、こちらが12月19日、中国電力がリリースを行っ  
たものです。なお、この資料につきましては、同日、本課から各議員の皆様には情報提供

させていただいたものとなっております。

こちらで2号機の運転上の制限の逸脱、これに関するものでございました。内容としては水位計の異常が発生したのではないかという判断をし、その後に訂正を行ったということでもあります。

この運転上の制限の逸脱ではありますが、安全対策等を行う観点から、様々な原子炉に関する制限、制限といいますか定めがございます。原子炉の状態ですとか機械の台数、いろいろな数値、こちらを制限と呼んでおられるようなんですが、こちらがそこから外れた状態になったということでもあります。先ほど申し上げたモニターにつきましては、モニターから数値を読み取ることができなくなったというものです。紙でお配りしたこちらのほう、水位計の制限の逸脱ではないかと判断した事案であります。

ちょっと裏面の別紙のほうを御覧いただいたほうがよろしいかと思っております。下に水位計を模した図がございますけれども、一番右側、原子炉水位計、SAというものの、こちらの水位計が異常を発生したのではないかということで、すぐさまほうぼう連絡がございまして、本市からも鳥取県とともに現地に向かったという案件です。ただ、こちらの原因といいますのは、もともとこちらは重大事故等が発生した場合のみ計測するための水位計であったものを、通常の運転でも作動するものと誤認をいたしまして、その数値が異常だったことから、こちらの運転上の制限の逸脱と判断をしたものです。その後、この水位計の本来の位置づけ等認識をした上で、この判断を訂正に至ったというものであります。

原因につきましては、別紙の上から本事象の原因ということもございまして、もともと通常運転中に上限を超える水位を示すということは異常ではないということが部署間での情報連携が不十分であったために、設備担当から運転担当部署のほうに十分な伝達が行われていなかったと。そのことにより、運転担当部署が逸脱をしたという判断を行ってしまったという内容でございます。

なお、本来、これ、逸脱案件ではなかったんですが、仮に逸脱が発生した場合の手順にのっとりまして、関係機関等への通報等が行われておりますので、その後の対応につきましては適切であったということでもあります。

説明は以上になります。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** これ、モニター不具合と水位計というのは別なものなので、分けてから質問やりたいんです。ごちゃ混ぜになるとややこしいので。

**○稲田委員長** 土光委員以外に質問を今、予定されてる方いますか。

(「同じ内容であったらあれですけど」と又野委員)

**○稲田委員長** いや、もう土光さんが最後であれば、その分けは任せられるので、先にお願います。

又野委員。

**○又野委員** そうしますと、まず、雰囲気モニタ……。

**○稲田委員長** またがりますか、すみません。

**○又野委員** 2つ、またがるっていうか、別々。

○**稲田委員長** じゃあ、分けたほうがいいな。ごめんなさい。どちらからしたほうが、先にモニター不具合からでもいいですか。じゃあ、モニター不具合から。失礼しました。

では、どちらからでもいいんですが。

じゃあ、又野委員、モニター不具合のほうお願いします。

○**又野委員** この、先ほどこちょっと説明があったんですが、運転上の制限の逸脱っていうのは、いろいろ私も調べてみたんですけども、確認ですけれども、その状態が続いたら原発の運転をしてはならないことになるっていう理解でいいんでしょうかね。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** いろんな項目があるそうなので、一概にそうなのかというのは分かりませんが、中にはそういった事案もあるかもしれません。ただ、このいわゆる運転上の制限を逸脱した場合、速やかな復旧措置ですとか関係機関等への報告というのが求められますし、その復旧期間についてもどうも定めがしてありますので、それを超えた場合には、また次のプロセスになっていくというふうに認識をしております。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 何がそうだったか、事象によって、期間だとか対応だとか違うっていうふうに調べたら理解したんですけども、例えばこの雰囲気モニターの分については、今回のケースっていうのは、例えばどれぐらいこういう状態が続いたら次の対応になるのかは御存じはないですかね。ちょっとそれが聞きたいなと思って。続けば、原発を停止させなきゃいけないのかって、そこら辺のものなのかどうなのかっていうのが。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません、本課では子細には承知しておりません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** それは照会すれば、分かるもんですかね。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 照会というのは。

○**又野委員** 島根原発。

○**稲田委員長** 中国電力に問い合わせたら、答えは来るでしょうかというお尋ねですかね。

○**田中防災安全課長** そうですね。運転上に関わる内容ですので、それは多分お答えいただけるのではないかなとは思いますが。すみません、ちょっと明言はできませんけど。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** やはりそこら辺ちょっと把握していただきたいと思いますので、市としても、できればそこも把握していただいていたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そっちのほうは以上です。

○**稲田委員長** では、土光委員、モニター不具合のところ。

土光委員。

○**土光委員** 今の又野委員の質問ですが、ちょっと私も何が根拠か分からないけど、多分、新聞報道か何かで、いわゆるこのケースの運転上の制限の逸脱状態、これ、30日以内に復帰しなければ停止しなければならぬ、どっかで私、見たことがあります。ちょっと何か、今、探し切れないので、一応参考までに。

モニター不具合のことでちょっとお聞きしますが、これ、よくモニター不具合というふうにあったんですが、具体的にこれ、まず、モニターってイメージが、普通はパソコンのモニターイメージしますよね。それがとにかく計測が、水素濃度とか酸素濃度、これがモニターで分からなくなった状態、それは分かるんですが、これって、つまりモニター自身が映らなくなったのか、表示の数値が何かもう全く意味のない数字になったのか、この辺の具体的な状況がまず知りたいです。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課危機管理室主任** その件につきましては、私のほうが当日、現地視察のほう行かせていただきまして、モニターのほうは完全に電源が落ちている状態ということで聞いております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** つまり、表示するモニターが故障して映らなくなった。だから、計測不能。ただ、今日の資料の説明で、何かとにかくモニターが映らなくなったということね。これ、不具合部品の取替えをしたら分かるようになった。じゃあ、これ、モニターを取り替えたということですか、この不具合部品というのは。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課危機管理室主任** 当該部品を取り替えたということで伺っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、当該部品というのは、モニターが何らかの感じで映らなくなった。だから、モニターを替えたら正常になったということなんですか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課危機管理室主任** すみません、言葉足らずですみませんでした。モニター自体を取り替えたということで伺っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、今日の資料の事象概要の3行目の後から、「代替パラメーターにより監視可能な状態である」、この意味が私は分からないんですが、今の説明だったら、つまり代替パラメーター、これ、何のことか分からないんですが、とにかくモニター自身が故障した。つまり、それまで測ってデータを送る。そこまではいいけど、最終的に表示部分がうまいこといかなかった。それと代替パラメーターというのは、替わりのモニターという、そういう意味と理解していいんでしょうか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課危機管理室主任** 今回、モニターが表示されなくなったのがB系というものになります。代替パラメーターなんですけれども、同じ仕様を持った設備がもう1個、別でございますので、そちらで確認されたということで伺っております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、それは、不具合が起きて、代わりので読めるようになった。だから、運転上の安全に関しては直接影響なかったということですよ。これ、復帰したのはどうやって復帰したかということ、代替パラメーターにより監視可能な状態、あっ、そうか、分かりました。A系、B系のA系で。とにかく不具合があったのはモニターの表示がおかしかったから。モニターを取っ替えたら直った。今回、そういった事象だったかということ

で、そういう理解でいいか、ちょっと一応確認です。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** そういった理解でよろしいかと思えます。

○**稲田委員長** 正午を過ぎましたが、このまま続行したいと思えますが、よろしいでしょうか。

続行します。

土光委員、簡潔明瞭をお願いします。

○**土光委員** これ、今の状況は、原因とかが分からない。だから、当然、再発防止策も分からないという状況なのですが、単にモニターが故障しただけで、何で、これ、起きたのが2月20日、今、3月17日、ほぼ1か月間。1か月もかかって、何で原因が分からないのか、私は非常に不思議なんです。この辺の状況に関して、何か把握してますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 説明の際に申し上げましたが、本日時点で追加の情報等はいただいておりません。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** これって何か不思議、不思議という言い方してもいけんな。とにかく、2月20日にそういう事象が発生して、当面は代替パラメーターでオーケーだった。不具合の部分もモニターを交換したら直った。それで当面オーケー。ただし、何でモニターが映らなくなったか、その原因究明を今やってる。当然、再発防止策を伴わないと駄目なので、それにそんなに時間が何でかかるのか。単純な私はモニターの表示の不具合だと思うんだけど、この辺に関して、米子市としていつまでにちゃんと原因究明して、再発防止策を求めるか。このままでは何で故障したか分からないまま運転していると、同様な状況が十分考えられるので、これはきちっと原因究明、再発防止策は中国電力に説明をしてもらわないと駄目なのですが、米子市としては、今ほぼ1か月後だけど、適切な時期にこれに関してちゃんと原因、再発防止策の報告を求めるというのはすべきだと思いますが、いかがですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** まず、前段のほうでございまして、原因究明に時間かかっているじゃないかということで、委員のほうはモニターが消えただけじゃないかということなんです、なぜモニターが消えたかとか、そういうことも調べていただかないといけませんので、そういうところの究明というのはしっかりとさせていただきたいというところで時間がかかっているんだろうという認識をしております。

また、繰り返しになりますけれども、こういったことが起こってはなりませんので、しっかりと原因究明をしていただいて、再発防止までしていただいた上で、委員言われたように、適切な時期に説明はいただけるものと思っておりますので、中国電力さんの説明を待っておる状態でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。だから、このままでするというのは駄目だと思うので、適切な時期に中国電力にちゃんと報告。委員会としてもこれに関して、原因と再発防止策、これをきちっと把握するような、そういったことをしていただきたいと思えますが、それ

でいいですか。委員長にお願いしています。

**○稲田委員長** 中国電力から、2月20日以降、今日も含めてですけど、これ以後、新しい報告があれば、委員会に報告をいただくということでよろしいですね。

土光委員、次に。

**○土光委員** 水位計いいですか。

**○稲田委員長** どうぞ。

**○土光委員** 水位計に関して、今日の資料でいくと別紙、これ、今の説明でもありますが、この件は、異常発生時のみに使う水位計で、通常の運転ではそれが測定範囲を逸脱したとしてもそれは異常ではない。そのことを運転員が知らなかった。だから、ちょっと騒ぎになった、一言で言えばね。そういうことだと思うんですが、これは、この経緯に関しては、実は以前、原子力専門研修、このときに松本防災安全監も村上さんとかもおられたと思う。そのときのやり取りで、多分御存じなところがあると思うんですが、これ、異常時、つまり、この水位計が範囲を逸脱したときに、これ、警報が鳴ってますよね。ちょっとまずそれを、事実関係の確認をします。

**○稲田委員長** 村上防災安全課主任。

**○村上防災安全課危機管理室主任** エラー表示がされているということで伺っております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 警報というのは音だと思うんですが、警報鳴ったんじゃないですか。

**○稲田委員長** 村上防災安全課主任。

**○村上防災安全課危機管理室主任** すみません、音が鳴ったかまでは確認を行っておりますが、モニターのところで警告ランプが点灯したということで伺っております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 警報というのは、必ずしも音ではない。まあ、いいわ。ちょっとそこまでは私も考えなかった。これ、中国電力とか、それから、今ちょっと言及した原子力専門研修は、これは島根に常駐している原子力規制庁の所長からも、警報が鳴った、私は音だと思っていたんだけど、異常だというランプかもしれない。そういうときに、この概要に関して、運転員が、それはそういった異常を示しても異常ではないということを知らなかったから騒ぎになったというふうに総括されているんだけど、でも、異常ではないのに警報が鳴った、警報が鳴ったというように私、聞いたんで、やっぱり音だと思うんだけど、つまり、異常だということを明確に示すような音もしくはランプ、それがそのときにそういう表示があって、音が鳴った。そうすると、運転員は当然、異常事態が起こっているというふうに判断するのが私は通常の判断だと思うのですが、それを単に何か間違っ、誤って読み取って、だから、運転員の教育が足らなかった、そういった総括、そういったことを前提で再発防止策を考えるというのは、私はちょっとおかしいのではないかと思うのですが、その辺どう考えますか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** オペレーションの詳細、機器の動作については詳細は分かりませんが、例えば本課にも非常ファクスがございます。こちらもいわゆる警報音が鳴りまして、所定の操作をすれば通常に戻ると。もしかしたらそうだったのかもしれない

けれども、所定の操作をきっちりすれば正常に戻るといったことが伝わってなかったのかもしれない。ただ、これは全て仮定の話でございまして、鳴ったからどう、鳴らなかったからどうということではないのではないかなというふうに思います。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** この水位計というのは異常時のときに使うもので、平常時の場合は読み取りが範囲外にあっても特に問題はない。そういうもの、そういう性質のものだったとすると、つまり、通常時に運転して、測定範囲を振り切れた。ここで警報が鳴るような、そういった機械の仕様というのは私はおかしいと思うんですが、その辺、実際、立入検査とか中国電力の説明聞いて、そういうふうには思わなかったですか。

○**稲田委員長** 村上防災安全課主任。

○**村上防災安全課危機管理室主任** 通常運転でも警告表示等されるものもあるということで伺っておりますので、今回のS A設備の水位計につきましても、同じようなものだったというふうに認識しております。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今、内容は説明したとおりなんですけれども、これは多分、機械の仕様の、何ていいますか、そういうものであると思います。そもそも範囲内、測定範囲外になれば測定できないというのは当たり前なんですけれども、そうなったときに、エラーを出すか出さないか、確かに定格運転してれば関係ないモニターかもしれないけれども、いや、それ以外のときでも異常な反応が出ればエラーを出すんだよという仕様であれば、そのような仕様になっておりますでしょうし、それがいいかどうかってなると、今回の事案は確かに読み取りの関係で運転員さんの認識のエラーというのがあったようなんですけど、それ以外の影響があるとか、全てを勘案して決めるべきものですので、その辺りを行政がどうのこうのっていうことは考えておりませんし、その運用上の範囲の中でどうするかっていうのは電力事業者さんが適切に考えられるべきだと思っております。

○**稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** ちょっと改めて言いますが、私は中国電力とか規制庁の所長に警報が鳴ったかどうかという、そういう言い方をして質問したので、警報が鳴るといえるのは絶対音のことだと、まず間違いないと思います。それ前提で。

つまり、異常ではないのに警報が鳴るような仕様になってる。もしそうだとすると、これ、再発防止策で、そういうときにはちゃんと鳴らないようなことをしなければならぬと、それが本当の再発防止策だと思います。まるで人為ミスを誘うような仕様だと思うので。だから、中国電力からの再発防止策で、単に運転員の伝達不足とか、未熟とか、そういうことで済ます問題ではなくて、そういった機械の仕様に関して、何で異常ではないときに鳴る仕様になっていたか、警報が鳴る仕様になっていたか、その辺は今回のこの事象を経て、どういうふうに改正されたのかというのをきちんと説明を求めないと、本当の意味での再発防止策にはならないと思うのですが、これは当然行政として、そういった安全上の問題があれば説明を求めるといえるのはしなければならぬことだと思います。米子市、その辺の確認をすべきだと思うのですが、いかがですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 今まさに土光委員がおっしゃったように、当該水位計の設備仕様、これをきっちり踏まえた上で、操作員が判断をし、その基準をやはり間違いのないよう運転操作に係る手順書等に反映すると。その上で事例教育を実施することが必要だと思います。

なお、今申し上げたことにつきましては、別紙の対策の項目1に記載がしておりますので、こうした取組については中国電力のほうで既に実施をしておられるものと思います。今後もこういった運転の逸脱事案が発生しますれば、当然、鳥取県、境港市と連携をして、対応は取っていききたいというふうに考えております。以上です。

**○稲田委員長** よろしいですか。

土光委員。

**○土光委員** 今、言及された別紙の対策というのは、とにかく運転員がちゃんと知らなかったから、手順書、つまり、警報が鳴っても異常がないようにというふうな、そういうふうな認識がなかった。そこを改善するというふうなことで、それだけでは不足ではないのですか。もっと、警報が鳴るといようなそういう仕様自体が問題であったのではないのか、そういうところをちゃんと説明を求めるべきではないのかというふうに聞いてます。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 対策については先ほど課長が説明しましたとおりですけれども、そもそも警報を切るかどうかということですが、切ることによるデメリットも当然あるかと思えます。今回のケースは切れば防げたんですけれども、切ったことによって発生するアクシデントというのも当然想定をされると思えます。その辺りも全部含めて、こちらは事業者のほうが適切に判断されるべきものであると思っておりますし、そのような中で、今回の再発防止事項ということで定めて教えていただいておりますので、引き続き中国電力には責任を持って実施していただきたいと考えております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、今言ったように、だからといって、警報を切ればそれでおしまいということはもちろんないと思えます。だから、その辺りを含めて、事業者が適切に判断すべき、だから、再発防止策で事業者はどのように適切に判断したのかというのは行政としてちゃんと確認、説明を求めるべきではないですかと言ってるんです。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 機械の仕様等までに関することですと、行政のほうとしてはそこまで求めるつもりはございません。今回の事案については、中国電力から報告のありました内容で適切に対応されると考えております。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

又野委員。

**○又野委員** 一つ確認ですけれども、当該水位計以外の安全対策設備については、適切な情報連携が行われており、原子炉起動以降の実際の使用環境下での起動試験工程において運転操作手順が適切であることを確認してありますとあり、今後は、さらなる対策として、新たな設備を設置する際にも、設備担当部署から運転担当部署への十分な情報連携されるよう、連携時に用いる書類の様式変更を行うなど、同様の事象が発生しないように取り組んでまいりますとありますけれども、多分、この原子炉を稼働する前にも情報連携がなさ

れていると判断して稼働をしていると思うんですね。それ考えると、それ以外のことでちゃんと情報連携ができていますと確認していますという、その確認というのは、中電の中だけじゃなくって、誰か、ほかの電力会社さんでもいいですけども、何かしらほかのところが確認しないと、十分に確認したと言えないと思うんですけど、この確認というのはどのようにされたのか御存じでしょうか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 当該事業者内でどういったことを行われたか、子細については承知をしておりますけれども、何かしら事故につながらないようにするために様々な規制等がかかっているものと思います。それに準じて、対応を行った上で判断をしておられるものというふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 稼働する前にちゃんとそれを確認したっていう前提で多分稼働していると思うので、やはり同じような体制の中で確認したっていうことだったら、ほかにも何か起きる可能性があるというふうに私、感じたので、どういう体制で確認したのかっていうのも知っておいて、できればちゃんとほかの、外部の目から確認したかどうかっていうのもやってほしいというような要望をしたほうがいいと思いますので、そこら辺ちょっと確認して、そうであれば、さらなる確認、ほかのところから見ていただくということも要望していただければと思いますけれども、その辺りは何か。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 安全な運転に対する御懸念かと思えます。このことにつきましては、本市も鳥取県、境港市と連名の申出等行う中で、こういった、個別事象についてはではございませんけれども、様々なアクシデント事案については、再発防止をしていただくということは再々申入れをしておりますので、引き続きそういった取組は続けていただかなければならないと思います。万一、それに類するような事象が発生した場合は、引き続き鳥取県、境港市と連携して対応を取ってまいりたいと思えます。以上です。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** なかなか行政でもそこら辺分かりにくい確認作業とかになると思うので、できればほかの専門家の方ですとか、既に稼働しているところの電力会社さんとかも交えて確認していただくような体制を取っていただければと思いますので、これは要望です。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

ないようですので、本件については終了いたします。

この後、報告案件5に入りますが、そこはもう執行部の説明等は要りませんので、ここで執行部の皆さんには退席いただきますが、一応、その他を伺っておきますが、何かありますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

では、原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会は暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後0時19分 再開

○**稲田委員長** 原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を再開いたします。

次に、エネルギー政策に係る視察についてを議題といたします。

当委員会における付議事件でありますエネルギー政策に関することについて、見識を深めるため視察を行いたいと考えておりますが、委員の皆様から御意見等はございますでしょうか。特になければ。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** それでは、視察を行うことについて、確認を行います。

お諮りします。視察することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ありませんでしたので、そのように進めたいと思います。

視察の日程等につきましては、正副委員長において案を用意しておりますので、今からその資料の配付を行います。事務局、お願いします。

〔資料を配布〕

○**稲田委員長** 今配ったばかりの資料ではございますが、こちらの日程案で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** このスケジュールを見ると、10時50分から11時50分まで説明、多分、質疑は12時までの10分間というふうに読み取るんですが、そういうことなんですか。

○**稲田委員長** 坂本係長。

○**坂本議会事務局議事調査担当係長** 相手先との調整がありますので、細かいところはちょっとまだ決まってませんので、質疑の時間も含めて、また考えさせていただきます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 質疑の時間をちゃんと取っていただきたい。せっかく行くので、少なくとも30分は、少なくとも取っていただきたい。

○**稲田委員長** いえいえ、質疑の時間は適切な時間を設けたいと思います。

○**土光委員** 私の要望は少なくとも30分、せっかく行ってから説明聞いて、質疑がないと、聞いただけで終わるのは。

○**稲田委員長** 質疑応答の時間は設けますが、その時間については適切なものを。

○**土光委員** だから、私の要望としては、30分ぐらいを取っていただきたいという要望です。

○**稲田委員長** 正副委員長を中心に、それは話をして決めます。

では、御異議なしと認めまして、視察の内容及び実施日につきましては、視察先との調整が必要となりますので、詳細につきましては正副委員長に一任でお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

日程等が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

本件については終了いたします。

こちらで準備したものは以上でございますが、その他、委員の皆様からございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後0時22分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清